

# 八代目市川團十郎と甲州亀屋座興行

木 村 涼

はじめに

本稿は、近世後期の江戸歌舞伎の代表的な花形役者として知られる八代目市川團十郎の甲州亀屋座興行について検討を加えていく。筆者は先に七代目の亀屋座興行について論述しているが、今回はそれに続くものである。八代目は天保三年（一八三二）三月に團十郎を襲名し、その際、七代目は五代目海老蔵と改名しているが、本稿では煩雑さをさげるため七代目と表記する。

七代目の長男である八代目は甲州亀屋座に、嘉永六年（一八五三）六月に訪れて芝居を上演している。父である七代目は地方興行を好み、東北から九州にかけて様々な地域を訪れており、亀屋座にも生涯を通じて四度訪れている。一方、八代目は、三十二歳という若さで没したこともあって、亀屋座出演は生涯を通してただ一度だけであつた。

嘉永期は、春日時次郎、足利光氏、児雷也、切られ与三郎など、八代目の当たり役が次々と誕生した時期でもある。そうした時期に、江戸以外の地域で芝居を上演するということは、江戸の観客・

蟲屑を最も尊重する八代目にとつては大変な決断だったと思われる。八代目が江戸以外の地において、芝居を上演したのは、管見の限り嘉永六年六月の甲州亀屋座と同七年七月の名古屋若宮芝居だけである。

江戸から甲府までのルート、日程は、七代目の亀屋座興行についての考察と同様、浮世絵師歌川広重の『天保十二丑とし卯月、日々の記』を参考にしたい。<sup>2)</sup>それによれば、広重は天保十二年四月二日に江戸を出立した。朝五ツ時に丸之内を出立し、四谷新宿、荻久保、下高井戸、上高井戸、府中、日野、八王子（泊）、翌日は八王子を出立して、散田村、駒木、小仏峠、吉野宿、上野原、野田尻（泊）、三日目は犬目峠、猿橋、大月、初狩、黒野田宿（泊）、四日目は笹子峠、鶴瀬宿、勝沼宿、石和宿に至り、それより縄手を越えて甲府城下へ到着した。広重は途中何度も休憩を入れ、ゆったりとした行程で江戸から甲府まで四日間を費やしている。江戸歌舞伎役者の一行が甲府まで行くルートは幾つか存在したであろうが、八代目一行のルートについては確認されていない。しかし江戸から真っ直ぐ甲府に向かったとするならば、一座を率いてのことなので、広

重と同じ位の日数を費やしたのではないかと考えられる。なお広重は、甲府城下に入ってから、たびたび亀屋座の芝居を見物していることが『天保十二丑とし卯月、日々の記』からうかがえる。

亀屋座は明和二年（一七六五）創設で、時代を代表する名優が出演している芝居小屋である。父七代目の岳父である五代目松本幸四郎や父七代目とともに江戸歌舞伎で活躍していた三代目坂東三津五郎、五代目岩井半四郎なども一座を率いて芝居を上演している。

江戸歌舞伎が地方興行に与えた影響についての先駆的な成果が古井戸秀夫や神田由築にあることは、先の拙稿で紹介している。この両者の研究は、寛政期が中心となっている。しかしながら八代目の亀屋座来演は、寛政期より五十年以上経過している時期なので、江戸歌舞伎の実情や社会の状況も変化があらうと推察される。八代目のおかれた立場や環境、七代目が江戸追放中に受けた孝子表彰、江戸歌舞伎の状況などを照らし合わせながら、八代目の亀屋座興行を検討していきたい。

なお、亀屋座における芝居上演記録が綴られている冊子が『峡中劇場記録』である。この『峡中劇場記録』は、大正四年（一九一五）に若尾謙之助氏により創設された山梨県志編纂会が、県下の寺社や旧家等から収集・書写した通称若尾資料と呼ばれている資料群の内の一つである。二次資料ではあるが、明和三年（一七六六）から嘉永七年（一八五四）までの約九〇年間もの長期間にわたる百七十五興行の芝居番付を写したものである。筆者は先に『峡中劇場記録』を編的に知る上で非常に貴重である。筆者は先に『峡中劇場記録』を編年順に一覧表にまとめ、歌舞伎役者の亀屋座興行を容易に把握でき

るようにした。

#### 一、代々の團十郎の亀屋座出演

『甲府市史』によれば、西一条町居住の亀屋与兵衛は光沢寺地内町に敷地を求め、「常芝居地」とする願いを明和元年（一七六四）五月二十九日、町年寄に提出した。亀屋与兵衛は、一カ年に二十貫文の上納と町方土橋のうち魚町・下連雀町・上一条町・金手町・元紺屋町の五箇所土橋の架替えの人足ともに一式を務めることをもって冥加とした。翌二年四月には、芝居地を金手町の教安寺境内へ地所替えし、借地して三季芝居を営むことが許された。これが亀屋座の前身である。その後、享和三年（一八〇三）に西一条町に芝居小屋（間口十一間・奥行二十間）が建設され、落成は文化二年（一八〇五）八月であった。

本稿では、『峡中劇場記録』から八代目が亀屋座に出演した嘉永期を抜粋、記載した。

嘉永期の亀屋座には、八代目の他にも父七代目をはじめ、四代目市川小團次や四代目尾上梅幸、三代目関三郎等の大名題役者が来演している。

代々の團十郎をみると、亀屋座来演は五代目からである。七代目の祖父五代目團十郎の来演は五回を数える。寛政三年（一七九一）四月六日から五月一日までの芝居が第一回で、第二回目はこの後直ぐの同年六月二十四日からはじまっている。第三回目の来演は寛政五年六月、第四回目は同七年六月、第五回目は同九年六月である。

五代目團十郎は、はじめて亀屋座に来演した寛政三年四月の芝

## 『峡中劇場記録』にみる芝居興行年表（嘉永期）

年代	年月日	大名題	場割・他	出演役者	座元	頭取	狂言作者
嘉永元年	六月四日	鬼一法眼三略巻		松本錦升・中村琴風・市川新車・桐谷三吉 他十八名	松本麗五郎	坂東羽十郎	升田錦三
同二年	三月三日	第壹番目 敵討天下茶屋村 第貳番目 伊勢音頭恋の劔		片岡愛之助・中村友菊・中村のしほ・中村福之助 他十九名	中村のしほ	坂東羽十郎	
同二年	六月十五日	鏡山粧清水	十一幕	坂東しうか・嵐兒線・市川新車・松本南升 他二十七名		坂東羽十郎	松島多津造・勝見文枝
同三年	二月二十三日	第壹番目 敵討浦朝きり 第貳番目 忠臣連理しからき		沢村瀧之助・浅尾勝三郎・市川米太郎・中村錦風 他二十二名	浅尾勝三郎	坂東羽十郎	松島其二
同三年	六月二十日	第壹番目 梅菊劇場伊達幸 第貳番目 伊勢音頭恋寐束		尾上梅幸・大谷友右衛門・市川蝦十郎・尾上松助 他十九名	尾上岩五郎	尾上梅八・坂東羽十郎	梅盛舎文好
同三年	七月十七日	仮名手本忠臣蔵	大序分引返して七幕つ、き	尾上松緑・浅尾為十郎・尾上三朝・中村錦風 他二十名	松本国五郎	坂東羽十郎	
同三年	七月十七日	夏祭浪花鑑	五幕	右二同断	松本国五郎	坂東羽十郎	
同四年	十月	第壹番目 源平布引瀧 第貳番目 花川戸御ひいき男		市川多び蔵・市川猿蔵・市川團之助・松本国五郎 他十七名	花菱門五郎	坂東羽十郎	
同四年	十月	中狂言 兜軍記	琴せめの段	右二同断	花菱門五郎	坂東羽十郎	
同四年	十月	切狂言 一の谷	熊谷物語場	右二同断	花菱門五郎	坂東羽十郎	
同五年	三月一日	金毘羅利生記 花の上野ほ まれの石ふみ	八まくつ、き	坂東橋之助・市川猿三郎・市川若升・市川茂々三 他十一名	尾上三津十郎	坂東羽十郎	木場寿作
同五年	三月一日	第二番目 大政入道兵庫岬	甚内寺子屋の場	右二同断	尾上三津十郎	坂東羽十郎	木場寿作

同 五年	六月二十日 )	大物船矢倉・吉野花矢倉 義経千本桜 第二番目 娘扇一対使鼠履		市川小團次・尾上梅幸・市川九藏・市川糸次郎 他二十八名	嵐常五郎	坂東羽十郎	木場寿作
同 五年	十一月二十二日 )	甲斐信玄・越後謙信 信州川中島合戦	三幕つゝ、き	関三十郎・関三之助・中村歌六・竹岡七藏 他十四名			木場寿作
同 五年	十一月二十二日 )	第二番目 姫小松子日の遊	二幕	右二同断			木場寿作
同 五年	十一月二十二日 )	大切所作事 廓文章		右二同断			木場寿作
同 六年	三月四日 )	第壹番目 柵自来也嘶	九幕	市川瀧藏・関三藏・岩井花升・中嶋蘭三郎 他二十一名	三折光五郎	坂東羽十郎	
同 六年	三月四日 )	第二番目 南蛮鉄後藤目貫		右二同断	三折光五郎	坂東羽十郎	
同 六年	六月十五日 )	第壹番目 仮名手本忠臣藏、山名屋浦里・春日時次郎 明烏夢泡雪		幡谷新之助・幡谷猿藏・中村歌雀・川嶋屋我丈 他二十名	花菱柿猿	坂東羽十郎	篠田ぜん好・しのたせん七・木場寿作
同 七年	二月二十八日 )	翁 千歳 三番叟 内裡模様源氏紫		坂東箕助・中村寿雀・坂東羽十郎・尾上栄丈 他十五名	松本錦猿	坂東羽十郎	木場寿作
同 七年	二月二十八日 )	第壹番目 箱根靈驗覽仇討	大序分敵討まで	右二同断	松本錦猿	坂東羽十郎	木場寿作
同 七年	二月二十八日 )	第三番目 関取二代鑑	二幕	右二同断	松本錦猿	坂東羽十郎	木場寿作
同 七年	七月二十八日 )	第壹番目 苅萱韋門築紫車 栄 第貳番目 新識入帯屋注文 所作事 積恋雪関扉		松本錦升・岩井糸三郎・沢村源之助・岩井米次郎 他十六名	松本虎藏		松嶋仙助

居では、後の天保三年（一八三二）三月に七代目によって制定される歌舞伎十八番の内「助六」の花川戸助六を演じている。寛政三年（一七九二）六月二十四日からの芝居及び同五年六月に上演した芝居の演目は不明である。同七年六月には、「碁太平記白石噺」の宇治常悦、大黒屋惣六を演じている。同九年六月は「白猿一世一代」と銘打ち「菅原伝授手習鑑」の「寺子屋」を上演し、五代目は二代目坂東三津五郎の源藏を相手に松王丸を演じている。

八代目の父である七代目も文政五年（一八二二）六月、同七年六月、天保十二年（一八四一）六月、嘉永四年（一八五二）十月の四回亀屋座において芝居を上演している。七代目の各興行については拙稿にあるが、最後の嘉永四年十月興行は、「一世一代」と銘打った興行で「此狂言、殊二大入二御座候」と記される程盛況を極め、四男の市川猿藏（十七歳）と共演しているなど、七代目にとって記念の興行であった。

七代目の最後の興行から二年後の嘉永六年（一八五三）六月、八代目團十郎は「幡谷新之助」と名乗り亀屋座に出演している。八代目はこの時、すでに團十郎を襲名しているが、その名は用いず、初代團十郎の出身地で成田の幡ヶ谷という地名と自身の海老藏の前名である新之助を合わせて用いている。

父七代目も江戸以外での興行では「市川團十郎」の名は使用していない。五代目團十郎が寛政八年（一七九六）十一月、都座において、引退興行をした後に初めて用いた名である「成田屋七左衛門」や「市川ゑひ藏」などを使用している。市川團十郎を名乗らないで、他の名前を用いることは五代目團十郎の時からみられる。五代

目は第一回目と第二回目の亀屋座出演では「市川團十郎」と名乗っていたが、あとの三回の興行では名を「市川ゑひ藏」、「市川蝦藏」、「市川白猿」と名乗っている。

五代目の第一回目、第二回目の甲州亀屋座出演直後に刊行された『御江都飾鰻』では、「しさいらしきおとこ」が「むかしより富士の山と浅草のくわん音・團十郎此三つはうごひた事がなひといふにどうした事だ」と述べている。

團十郎は江戸の役者だという鼯鼠の認識、江戸を出て他で芝居をするはずがないという鼯鼠の意識があるので、五代目の甲州亀屋座出演は江戸の鼯鼠にとっては信じられないような驚愕の出来事であった。こうした江戸の鼯鼠の心情を慮って、五代目も亀屋座出演三回目以降は「市川團十郎」と名乗らず、仮名を用いたのであろうと思われる。江戸の鼯鼠の心情を大切に考える七代目も八代目も、江戸以外での芝居出演に際して名前を仮名にしているのは、五代目に倣ったのではないかと考えられる。

## 二、八代目の孝子表彰

八代目は、七代目が天保十三年（一八四二）六月、天保改革における風俗取締政策の一環である奢侈禁止令に抵触したとして江戸十里四方追放の処罰を南町奉行島居耀藏に申し渡されて以後、七代目という後ろ盾をなくしながらも芝居に精進し、江戸歌舞伎の花形役者として活躍していた。

七代目追放の三年後の弘化二年（一八四五）五月八日、八代目は、親・姉妹・弟への孝心が評判となり北町奉行遠山景元から孝子

表彰された。

弘化<sup>(八代目)</sup>二乙巳年五月八日、北御奉行所ニ而被仰渡候間、町中自身番屋江張出置可申候

申渡

猿若町老丁目

専助店

歌舞伎役者

團十郎<sup>(八代目)</sup>

其方儀幼年八柔和二而、父母之心ニ背事なく芸道心掛、去

ル寅年父海老藏御仕置二相成、其方若年故父九者給金高も相

劣り、其上借金厄介多く、難法之暮方二有之所、給金受取候

度毎ニ初穂と号除置、其後海老藏住居致す下総国幡谷村江相

贈り、同人大坂江旅行いたす節も、路用其外厚く手当致し、

繁々書状を以機嫌を聞、返書之趣委細すみ江申聞安心為致、

同年八月、同人病氣之砌者水をあび成田不動江平癒之祈願致、

薬煎食事拵等、自身取扱看病も行届、其上歌舞伎役者共一統猿

若町江引移候二付、其方も当時之住居江罷越、弥鹿服・鹿食を

心掛ケ候二付、不勝手之様子を母心配いたす間、諸事質素ニ致

候間、困窮ニハ無之趣ニ申成置、朝夕食物・衣類等も不自由ニ

無之様心を用ひ、芝居興行中狂言之幕間も有之時者、宅江立

寄り母之機嫌を聞、妹ます・弟新之助共相応ニ身分片付致し

遣、幼年之弟幸藏をいたわり養育致、姉みつをも睦敷厄介致し

置、其方父之弟子団兵衛者七十歳ニ相成養ふものも無之ニ付引

取置、病中八死後ニ至迄、厚く世話致し遣、其方歳頃ニも相成

候間、妻を迎候様申候ものありとも、自然母之氣ニいらぬ節

者心遣之趣ニて相断、四年程以前八毎朝精進茶九たち二て、成田

村新勝寺之不動江日参いたし、父之身分無事之帰国を祈り、母

之心をも慰め、右躰孝心を尽し兄弟等之世話行届候段、奇特之

儀二付、為御褒美、鳥目拾貫文取らせ遣候

右申渡之趣證文申付ル

右團十郎母

すみ

町役人

右之通申渡候間其旨可存

巳五月

右の「孝子表彰申渡状」では、表彰の具体的要因が①～⑧の通り

示されている。これらの理由で、八代目は鳥目十貫文を北町奉行遠

山景元から賜った。この八代目の表彰要因をみていきたい。

①の「去ル寅年父海老藏御仕置ニ相成」とは、父七代目が、天保

十二年（一八四一）十月十六日発令の奢侈禁止令に抵触したとし

て、翌十三年六月二十二日、南町奉行鳥居耀藏から江戸十里四方追

放を申し渡されたことを示すものである。

また①の「其後海老藏住居致す下総国幡谷村」は、追放を申し渡

された七代目が、下総国幡谷村にある成田山で蟄居していることを

示す。なお七代目が成田山に蟄居している間、七代目の親族が赦免

の嘆願書を提出したが聞き届けられなかった。

②の「大坂江旅行いたす節」は、追放の処罰を受けた七代目が、

成田山で約一年間過ごした後、大坂方面へ出立したことを示す。

③の「成田不動江平癒之祈願致」は、市川團十郎家と成田山の深い関係を示している。両者の関係は、初代團十郎から始まっている。代々の團十郎は成田山と密接な関係を保ちつつ江戸歌舞伎界において確固たる位置に存在している。八代目も父七代目が成田山に祈願をして誕生したことから成田不動を篤く信仰していた。<sup>15)</sup>

④の「歌舞伎役者共一統猿若町江引移候」は、幕府が天保十二年十二月、江戸三座に対し、堺町・葺屋町から浅草への移転命令を出し、歌舞伎関係者が浅草猿若町へ強制移転させられたことを示す。この政策は天保改革期の歌舞伎弾圧政策の一つである。

⑤の「妹ます・弟新之助共相応二身分片付致し遣」は、八代目が、妹ますを坂東猿助の所へ嫁がせ、弟新之助（七代目市川高麗蔵）を六代目松本幸四郎の養子にしたことを示している。

孝子表彰後の八代目に関する記事が、『役者豊年蔵』にある。「三升連」が、「当時江戸の流行ハ何でもかでも八代目、かんざし(替)やはもちろん、えぞ(繪草紙)うし・食類も三升く」と評している。

八代目は、父七代目の追放処断とは相反する形で幕府から表彰され、一層の人気を博している中での亀屋座出演であった。

### 三、嘉永六年六月亀屋座興行

父七代目は地方興行に積極的に向かう役者であったが、八代目は江戸以外の地での芝居には出演していなかった。八代目は、七代目が江戸追放中居住していた大坂に出向き、七代目と対面したが、上方の芝居には出演しなかった。七代目は追放赦免され江戸に復帰しても、江戸に固執することなくその後も上方方面に出掛け芝居に出

演している。しかし八代目が七代目と行動を共にすることはなかった。そうした八代目であるが、嘉永六年（一八五三）六月の亀屋座興行に出演した。この興行では七代目とは共演していない。亀屋座興行に出演する直前、八代目は、中村座に出勤していた。同年三月に「与話情浮名横櫛」で演じた与三郎が当たりだったので、その後日狂言として五月三日からも「与話情浮名横櫛」が演じられ、四代目尾上梅幸のお富を相手に、八代目は伊豆屋与三郎、後二向疵の与三などを演じていた。また、常磐津「嶋廻色為朝」で伊豆の御曹子為朝を演じていた。<sup>16)</sup>

中村座で、八代目は七代目の三男七代目市川高麗蔵（六代目松本幸四郎の養子）、四男市川猿蔵や七男市川あかん平とも共演している。この時期、父である七代目は上方で芝居出演している。長男である八代目は自身の兄弟の面倒をみる立場にあり、中村座に兄弟共々出勤している状況であった。中村座の興行は六月三日に千秋楽を迎え、十三日後の六月十六日に八代目は亀屋座の芝居に出演したのである。<sup>17)</sup>

その亀屋座興行の願い書きに関しては、甲府町年寄坂田与一左衛門家の嘉永六年の「御用日記」の六月十三日に記載がある。<sup>18)</sup>

一 西一条町与兵衛来芝居興行今日初日相始候段届来ル之、且又道具揃兼候間来ル十六日今相始候段届来ル

亀屋与兵衛の願い書きによれば、八代目の亀屋座興行は、当初、願い書きが提出された六月十三日は初日ではなく、一座に病人などがおり、芝居道具も揃わなかったのが十六日から開始するところ。演目は、「假名手本忠臣蔵」、「山名屋浦里 春日屋時次郎

嘉永六丑年六月興行

嘉永六丑年六月十五日より

第壹番目 仮名手本忠臣蔵  
山名屋浦里 明烏夢泡雪  
春日屋時次郎

(上段)

となせ・母おかや・こし元・若ば

かほよ・ごせん・おかる・逢坂姫・おいし・けいせい浮橋

中村歌雀  
清元八尾太夫  
清元清八太夫  
清元延三  
清元しゆん三  
花川蝶十郎  
芳村藤四郎  
芳村佐七  
杵屋長助  
杵屋■太郎  
きく川留吉  
ふく原山子  
ふく原■い吉  
野田倉吉  
福原治右衛門  
花川多加吉  
吉住小文二  
竹本元太夫

東東佳好  
市川福之丞  
市川三すじ  
坂東栄五郎  
市川幸吉  
尾上春五郎  
中村鬼二郎  
坂東坂藏  
市川米三  
岩井花舛

三味線  
長うた  
三味せん  
はやし連中  
うた  
浄瑠璃

三味線  
頭取  
座元

鶴沢与三郎  
坂東羽十郎  
花菱柿猿

(下段)

千葉小太郎・塩谷判官  
千崎弥五郎・浦里  
見嶋丁法印  
与市兵衛

原郷右衛門  
一文字や才兵衛

師直 九太夫  
本蔵 数右衛門  
山名や四郎兵衛

大日坊 右馬之丞  
定九郎

鳴神志渡太郎  
若狭之介

かん平  
由良之助

平右衛門  
傍磨宅兵衛  
佐藤与茂七

狂言  
作者

名代

幡谷猿藏  
市川茂三藏  
市川市太郎  
市川かま介  
市川鯛十郎  
花菱錦猿

川嶋屋我丈

中村千代飛助  
音成屋鶴助  
花菱純五郎  
花菱柿猿  
花菱錦升

幡谷新之助

篠田ぜん好  
しのたぜん七  
木場寿作  
亀屋座

(『峡中戲場記録』より作成)



明烏夢泡雪」であった。

この興行では、八代目こと「幡谷新之助」とともに「幡谷猿藏」と称した弟市川猿藏が共演している。また、「花菱」とあるのは、松本幸四郎家の定紋が「四つ花菱」であることから、松本幸四郎の一門だと考えられる。「花菱錦升」とあるのは、八代目と同じ中村座に出演していた第七代目市川高麗藏（六代目松本幸四郎の養子）である可能性が高い。六代目松本幸四郎は嘉永二年（一八四九）十二月に没しているが、「錦升」は六代目幸四郎の俳名である。六代目幸四郎の養子である七代目高麗藏がこの名を使用しても不思議ではない。他に、中村座に所属している役者として、中村千代飛助や市川三すじ等が確認できる。

また、花川蝶十郎という江戸を代表する振付師の名もみられる。嘉永期の「芝居興行年表」をみると「頭取」はこの時期、坂東羽十郎が勤めている。役者評判記にも記載されておらず、何者なのかは判明したいが、この時期、興行の度に「頭取」を勤めることが多いので、亀屋座関係者なのかもしれない。

「座元」の「花菱柿猿」は役者として出演しているが、こちらも具体的に何者なのかは判明していない。ただ「花菱」や「柿猿」といった文言からは幸四郎一門かあるいは團十郎一門の役者であろうと推察される。その他の出演役者は役者評判記や辻番付、役割番付、絵本番付では確認できなかった人々である。

「仮名手本忠臣蔵」では、八代目は桃井若狭之介、早野勘平、大星由良之助、寺岡平右衛門、飾磨宅兵衛、佐藤与茂七を演じている。

また、「山名屋浦里・春日屋時次郎 明烏夢泡雪」の春日屋時次郎は、亀屋座に来る直前に八代目が演じていた「与話情浮名横櫛」の与三郎と同様に八代目の当たり役である。

嘉永期、八代目の代表的な当たり役として、嘉永四年二月、市村座「明烏花濡衣」の時次郎、同年九月、市村座「源氏模様娘雛形」の光氏、同五年七月、河原崎座「児雷也豪傑譚話」の児雷也、同六年三月、中村座「与話情浮名横櫛」の与三郎などがあげられる。

亀屋座で上演された「明烏夢泡雪」は、もと新内浄瑠璃の名題で、明和六年（一七六九）、吉原揚屋の抱三吉野と藏前の金持ちの息子伊之助とが心中した出来事を新内浄瑠璃に取り入れたものである。八代目は嘉永四年二月の市村座で、三代目桜田治助増補の「仮名手本忠臣蔵」裏表二十二幕の通しに出演したが、第八段目の裏が「明烏花濡衣」であり、佐藤与茂七実ハ春日屋時次郎を演じている。出語は清元で、浄瑠璃名題を「明烏花濡衣」といい、文句はほとんどそっくり「明烏夢泡雪」を借りていた。八代目の時次郎、坂東しうかの浦里であった。

嘉永四年の市村座と同様、亀屋座でも「仮名手本忠臣蔵」を上演しているので、「明烏夢泡雪」は増補の形態と思われるが、八代目の演じた役名の中に時次郎は記載されていない。しかし実際には、佐藤与茂七実ハ春日屋時次郎で上演されていたと考えられる。

この時の時次郎の恋人浦里を演じたのは、坂東しうかではなく八代目の弟の猿藏であり、ここにはじめて江戸ではみられない配役の兄弟共演が成立した。また、この時演じた大星由良之助は八代目にとって初役であった。

この興行の番付にみられる「川嶋屋我丈」は、高師直や斧九太夫などの敵役を演じている。「我丈」は上方歌舞伎役者初代片岡市蔵の俳名である。市蔵は役柄的には実悪の名人であり、嘉永七年正月刊行の評判記『役者武勇伝』には「京・大坂大芝居物役者目録」の中で「実悪巻頭 大上上吉」とされている。屋号は松島屋（初め竹川屋・天満屋）で「川嶋屋」ではないが、役柄からいっても市蔵の当たり役と一致してくるので、「川嶋屋我丈」を初代片岡市蔵と仮定してみたい。片岡市蔵は亀屋座「仮名手本忠臣蔵」で演じている高師直を、亀屋座興行の三方月前の三月に大坂中の芝居「仮名手本忠臣蔵」で演じている。また、亀屋座出演直前の五月、京都北側芝居「けいせい曾我物語」で七代目團十郎は曾我五郎、悪七兵衛景清を、市蔵は小林朝比奈を演じている。

七代目と市蔵の共演、八代目と市蔵の共演は七代目の上方興行、八代目の亀屋座興行の時だけではない。市蔵は文政十二年（一八二九）冬から天保五年（一八三四）にかけて江戸に下り三座の芝居に出演していたことがある。この時に七代目、八代目と幾つかの共演を果たしている。まだ七代目が團十郎、八代目が海老蔵を名乗っていた天保二年（一八三一）十一月、市村座「江戸好菊伊達染」では、七代目の荒獅子男之助、三浦屋四郎兵衛、不破伴左衛門実八河内次郎政元、八代目の面売ごぜの赤蔵に対し、市蔵は大江鬼つら、馬士三八、赤井悪右衛門を演じている。なお、この時、七代目は河原崎座に所属していたが、「スケ」として八代目と共に市村座に出演している。続いて天保四年八月、「仮名手本忠臣蔵」では七代目が天河屋義平、市蔵は高師直を演じている。同年十一月の市

村座の顔見世「恋入対弓取」では七代目の悪源太義平、遠藤武者盛遠、瀬尾の太郎兼安、八代目の渋谷金王丸昌俊、瀧登りの八に市蔵は弾正左衛門、長田庄司忠宗を演じている。翌年の同五年、市村座「三幅対書初曾我」では七代目の曾我の箱王丸時宗、海賊毛刺九右衛門、箱根の閉坊、出村町の出村新兵衛、京の次郎、八代目の景清一子あざ丸に市蔵は曾我家臣鬼王新左衛門、近江の小藤太を演じている。<sup>23</sup>「姫小松子日遊」では七代目のねつこの岩実ハ有王丸に市蔵はいばらの藤兵衛を演じている。江戸の芝居でも、市蔵はほとんど敵役をこなしている。

亀屋座興行には、同じ中村座所属の、芸域が広いことで知られる四代目市川小團次や敵役を本領とする三代目関三十郎等が同行しなかったこともあり、八代目に対する敵役役者がいなかったので、七代目が高師直、九太夫等を当たり役とする市蔵に依頼をした可能性も考えられる。八代目にとっては、初めての江戸以外での芝居興行であり、当然七代目自身も出演してよいはずであるが、七代目は亀屋座へは出向かず、「海老蔵、團蔵宮嶋へ下ル」と記されている様に、六代目團蔵とともに「芸川宮島大芝居」に出演している。宮嶋の芝居は、少なくとも六月十六日から七月六日まで開催されていたことは確認できる。<sup>25</sup>なお、七代目は、この「芸川宮島大芝居」に、天保六年（一八三五）六月、嘉永六年（一八五三）六月、最晩年の安政四年（一八五七）六月と生涯に三度出演している。<sup>26</sup>

本来ならば、七代目自身は父でもあり、敵役も演じられるので、八代目初の亀屋座興行に出演して盛り立ててもよい立場にいる。しかし、実際には八代目の亀屋座興行には出演していないことから、

「芸州宮島大芝居」出演の契約が先に決まっていたのであろうと推察される。七代目自身が宮島に出演することになっていたので、敵役として片岡市蔵を亀屋与兵衛が八代目に紹介し、「川嶋屋我丈」として参加することになったのではないかと考えられる。

以上のことから、「川嶋屋我丈」が「初代片岡市蔵」である可能性は高いと思われる。亀屋座興行終了後、市蔵は九月、大坂竹田芝居「苜萱桑門築紫轡」で新洞左衛門を演じている。なお、亀屋座出演の地方についてみると、江戸において八代目との共演は確認されていない。

八代目の亀屋座興行終了に関しては『御用日記』の七月六日に次の様に記されている。

一 西一条町与兵衛来芝居興行病人有之二付、昨日限り相仕舞候段届出候

このことから、芝居興行期間は、病人がでなければもつと続いたのかもしれないが、六月十六日から七月五日までの約二十日間であつたと知れる。

なお、嘉永七年正月刊行『役者武勇競』によれば、八代目(三十一歳)は、「惣巻頭 白大上上吉」と位付けされ、一座の中では最上位であつた。また、嘉永六年の八代目の給金は父七代目と同額の千両であつた。

八代目の亀屋座来演以前に七代目は四回来演しており、甲州には熱烈な七代目最良が存在している。「松亭」という狂歌名を持ち、七代目との狂歌のやりとりも頻繁であつた甲府魚町の割烹松阪屋源右衛門は、甲府の老舗の一つで、七代目が甲府に来演する度の定宿

になっている。こうした最良は八代目の興行にも当然支援を送るはずである。八代目にとつては市川團十郎を支援してくれる甲州における最良の存在、最良との強い結びつきをあらためて再確認することができた亀屋座興行であつたのではないだろうか。

八代目が江戸を立ち亀屋座出演の最中、江戸三座は芝居を休座していた。その理由として、「浦賀表江アメリカ船渡来にて、江戸表騒動大かたならず、諸大名方より海岸それ／＼御固メの御人じゆ御操出しに相成、中／＼芝居見物に行人少く、夫故同月九日より休二相成」とある。この記載は市村座の状況を示したものであるが、河原崎座も同様であつた。市村座では六月一日から初日を出したが、アメリカ東インド艦隊司令官ペリーが浦賀に来航したため大騒ぎになり、江戸社会が芝居を享受する状況ではなくなつた。中村座は中心的存在の八代目が亀屋座に出演していたこともあり、もともと休座であつた。

黒船が六月十二日に引き上げたため、市村座では十六日から初日を迎えた。しかし、それも束の間、今度は、六月二十二日に十二代將軍徳川家慶が没し、翌七月二十二日に発喪が触れ出され、芝居も「御停止」になつた。

八代目は黒船が来航していた最中は亀屋座に出演し、江戸不在であつたが、家慶が没し、芝居が「御停止」の期間は江戸に戻ってきており次の芝居上演に備えていた。

九月十三日になって「鳴物停止」が赦された。市村座は九月二十日から芝居を再開し、河原崎座は九月十七日より芝居を再開した。中村座では「かねてもくろミありし鍋島座頭、猫の怪異、右の趣向

を花野の嵯峨猫又さうしといふ大名題にて、十五日よりばん付出て、直さま初日にも可相成の所、右狂言なべしま家より殊の外やかましく申出し、御番所より差留を願ひ出しければ、御はん所にていろいろ御りかいありしかども、中々勤番も不承知にて、せむなく廿日<sup>(廿)</sup>二北御ばん所より御呼出しにて、右狂げんぱつたりと御さしとめ二成、夫故惣さらひの場所にて、直二八幡祭とかわる<sup>(廿)</sup>という仕儀になった。「鳴物停止」が赦されて直ぐに中村座では佐賀藩の猫の怪異を趣向に取り込んだ「花塙嵯峨猫鬼懸稿」と題した芝居を上演するつもりであったが、佐賀藩主松平肥前守こと鍋島齊正から芝居差し止めの要求が南町奉行池田播磨守頼方にあり、南町奉行もそれに応じたため、九月二十日に座元である勘三郎が南町奉行所に呼び出され、芝居の差し止めを通達された。結局、この芝居は一日も出すことはなかった。替わりの芝居「当糶八幡祭」の初日は九月二十四日に幕をあげ、八代目は、南方十次兵衛、南与兵衛、幻長五郎、船橋源左衛門を勤めた。

八代目が亀屋座へ出演中、江戸ではペリーの来航があり、芝居が上演できない状況に陥っていた。八代目が江戸へ戻ると、今度は將軍喪中のため「鳴物停止」となり、一定期間が過ぎてやっと芝居が上演できるようになり、読物などで評判の芝居上演の準備をするなど、鍋島家からお家に関するものとして芝居が中止させられるなど、嘉永六年（一八五三）は、八代目の亀屋座興行を挟んで江戸歌舞伎は予期せぬ事態の連続であった。

亀屋座出演翌年の嘉永七年八月六日、八代目は、七代目と共演するはずであった大坂中の芝居初日に自殺を遂げ、三十二歳の生涯

を閉じた。続いて弟猿蔵も、八代目がみまかった翌年の安政二年（一八五五）九月二十八日に二十一歳の若さで没している。長男と四男に若くして先立たれた七代目だが、猿蔵が没した四年後の安政六年三月二十三日に六十九歳の生涯を終えた。

おわりに

本稿では、五代目、七代目が甲州亀屋座に出演していることを踏まえて、八代目團十郎の甲州亀屋座興行について江戸歌舞伎の状況と結びつけながら検討を加えていった。

江戸の地を離れず、父不在の中で市川團十郎としての責任を果たしていた八代目が出演した甲州亀屋座は、地方の一芝居小屋という概念では括れない。八代目以前にも五代目、七代目をはじめ江戸から大名題役者が次々と来演し、「座元亀屋与兵衛、茶屋も多し、のれん等多く江戸にまなふ<sup>(廿)</sup>」とあるように芝居小屋も与兵衛が江戸三座に学んで造作している。亀屋座は江戸三座に準じた芝居小屋として定着し位置付いていたのである。八代目も亀屋座がこうした環境だったからこそ出演だったのではないだろうか。さらに、甲州には七代目からの最良も存在し、支援の態勢も整っていたという環境も、八代目来演の要因の一つであると考えられる。

江戸を動かない象徴であった市川團十郎が、七代目は「芸州宮島大芝居」、八代目は「甲州亀屋座」へと、親子が共に兄弟や門弟を率いて、同時期に江戸を離れそれぞれ別の地域で芝居に出演するという極めて稀有な事例である。

今回の亀屋座興行には、八代目と同じ中村座に所属している四代

目尾上梅幸や四代目市川小團次、三代目関三十郎等は出演していない。八代目を主軸とし、成田屋一門に八代目の弟高麗蔵の高麗屋一門が加わった若手主体で構成された亀屋座興行であった。

八代目團十郎の江戸以外の地における興行についてはこれまでほとんど言及されてこなかった。したがって、今回、甲州亀屋座興行を取り上げ検討してきたことは、数少ない八代目の地方興行を解明する上で意義があり、八代目研究の幅を広げるとい意味で一歩前進したと考えられる。

## 註

- (1) 拙稿「七代目市川團十郎と甲州亀屋座興行」(演劇博物館グロバルCOE紀要『演劇映像学2010第4集』(二〇一一年三月)刊行予定)。
- (2) 山梨県立博物館 調査・研究報告3『歌川広重の甲州日記と甲府道祖神祭』(山梨県立博物館 二〇〇八年)。
- (3) 古井戸秀夫「近世演劇と地方」(『國語と國文学』特集号 第六十四巻第五号 一九八七年)。
- (4) 神田由築「江戸の役者と地方興行——甲府と会津若松」(服部幸雄編『寛政期の前後における江戸文化の研究』千葉大学大学院社会文化科学研究科研究プロジェクト報告書 二〇〇〇年)。
- (5) 註1前掲書。
- (6) 三季芝居について、神田由築「江戸の役者と地方興行——甲府と会津若松」の中で、「三季」とは彼岸と盆を含む、三月・七月・九月のことと考えられる」としている。
- (7) 甲府市市史編さん委員会編『甲府市史 通史編 第二巻 近世』(一九九二年) 八三七〜八四二頁。
- (8) 註1前掲書。
- (9) 『御江都飾鰻』(演博P3405)に拠る。
- (10) 弘化二年(一八四五)五月八日「八代目團十郎への孝子表彰申渡状」(『弘化雜記』七 内閣文庫所蔵)。
- (11) 『天保撰要類集』二九三 YD五四一六六(国立国会図書館所蔵)。
- (12) 成田市市史編纂委員会編『成田市史 中世・近世編』(成田市 一九八六年) 七二一〜七二三頁。
- (13) 関根只誠著・関根正直校訂『市川水の筋』(『演劇叢話』廣文堂書店 一九一四年) 三八二頁。
- (14) 註12前掲書七二三頁。
- (15) 旭寿山著『成田不動靈驗記』(大本山 成田山新勝寺成田山仏教研究所 一九八一年) 五九〜六〇頁。
- (16) 役割番付(演博P241632)に拠る。
- (17) 早稲田大学演劇博物館「江戸芝居番付朱書書入れ集成」(早稲田大学出版部 一九九〇年) 一九五頁。
- (18) 『御用日記』(山梨県立博物館所蔵) 嘉永六年(一八五三) 六月十三日条。
- (19) 河竹繁俊・濱村米蔵・渥美清太郎『世話狂言傑作集』第九巻(春陽堂 一九二六年)の「巻末に」の三〜四頁。
- (20) 役割番付(P2475AG)に拠る。
- (21) 辻番付(P224712)に拠る。
- (22) 役割番付(P2475AW)に拠る。
- (23) 役割番付(P241396)に拠る。

- (24) 伊原敏郎著『歌舞伎年表』第六卷(岩波書店 一九七三年) 五八〇頁。
- (25) 薄田太郎・薄田純一郎著『宮島歌舞伎年代記』(国書刊行会 一九七五年) 一二二～一二五頁。
- (26) 註25前掲書。
- (27) 『御用日記』(山梨県立博物館所蔵) 嘉永六年(一八五三) 七月六日条。
- (28) 嘉永七年(一八五四) 正月『役者武勇競』(早稲田大学演劇博物館所蔵)。
- (29) 「嘉永六丑の顔見世橋尽し見立評判記」(演博「189851」)に拠る。
- (30) 菊池明・林京平「信州川路と市川海老蔵」(『演劇研究』第六号 一九七三年)。
- (31) 註17前掲書一九五～一九六頁。
- (32) 註17前掲書二〇九～二一〇頁。
- (33) 「甲斐廻手振」(甲斐叢書刊行会『甲斐叢書』七卷 一九七四年) 三〇五頁。

【附記】 本稿で使用した亀屋座関係資料の閲覧に関しては山梨県立博物館学芸員高橋修様に大変お世話になりました。記して感謝の意を申し上げます。